

## 長野県が目指す知的障害者施策の方向性

長野県は障害のある方もない方も、年齢や性別、あるいは経歴や肩書き、また国籍や障害の別を問わず、誰もが人の息吹や温もりというものを感じ、人の姿、顔が見える社会を形づくることを目指します。

長野県の障害者施策は、様々な障害があっても、社会全体で支えあい、自分が住みたい地域で、地域の方々と暮らしていけるような社会を目指し、どんなに障害が重くとも、人間として当たり前の普通の暮らしができるように、個人を尊重したサービスが行われるべきであると考えます。

長野県では平成14年3月に、平成23年度を目標年度とした「障害者プラン」を策定し、障害者が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自律した生活を送るとともに、障害のある方もない方も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画できるよう、「リハビリテーション\*1」と「ノーマライゼーション\*2」の理念のもとに、共に支えあう地域社会の中で、県民一人ひとりが、自らの生き方を自分らしく実現できる社会を創ることを基本理念としています。

その中で、ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者の地域生活支援の充実を今後の施策の重点とし、障害者が地域生活をする上で必要なグループホーム\*3等の生活の場、ホームヘルプサービス\*4等の在宅福祉サービス、通所授産施設等の就労・日中活動の場、そして生活上の相談・支援体制などの総合的支援体制の整備を推進することとしています。

知的障害のある方たちが、地域社会で普通に暮らす社会を実現するために、長野県では、知的障害者の在宅福祉施策を一層充実させ、市町村、社会福祉法人、ボランティア、NPO\*5等と連携しながら、社会全体で障害のある方を支えるシステムを構築してまいります。

# 西駒郷基本構想(素案)の概要

## 西駒郷の将来像

1 5年間で約250人の地域生活移行を実現し、5年後の入所者を190人程度とする。

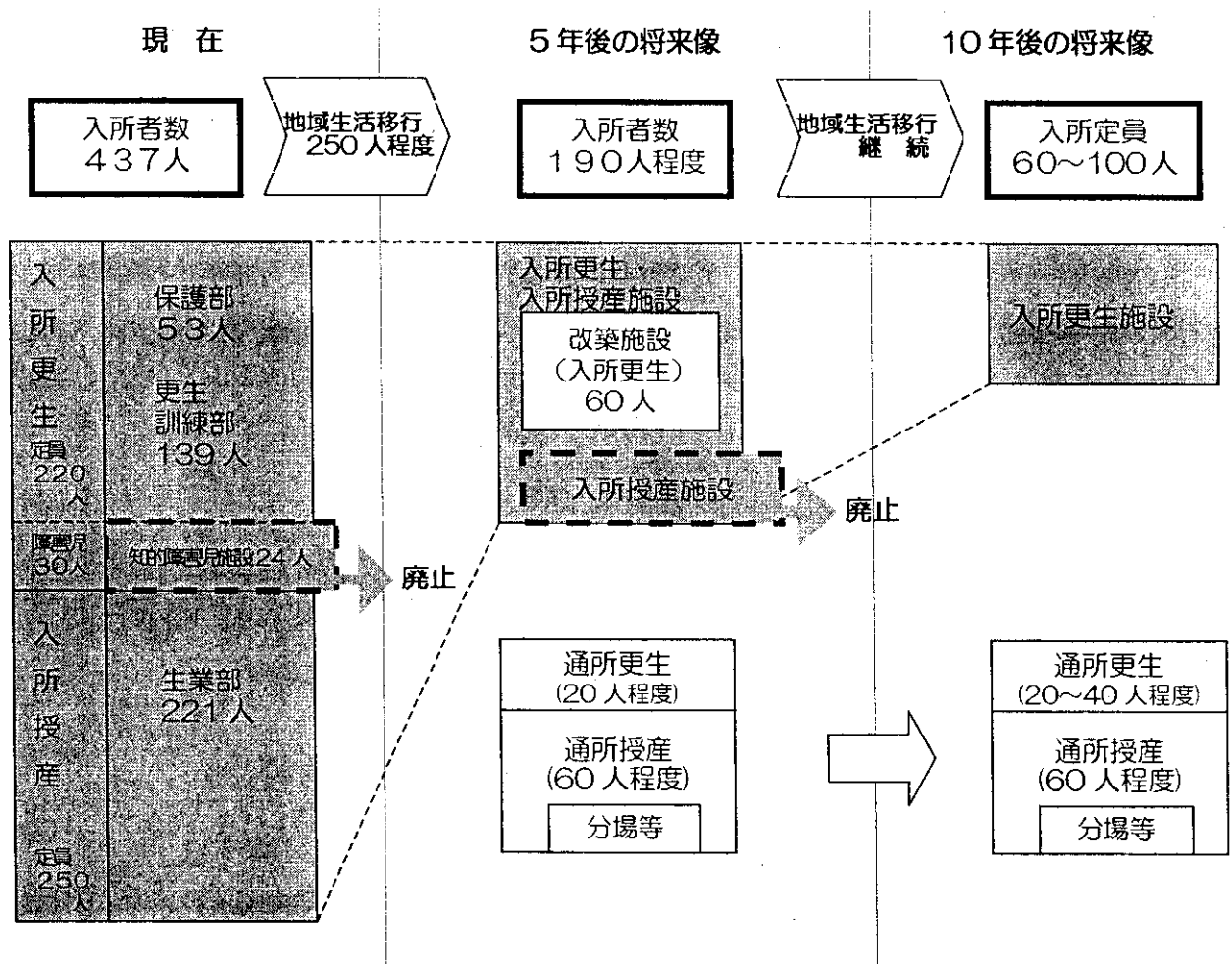
年 度	H15	H16	H17	H18	H19
入所者数(年度当初)	437人	405人	340人	275人	225人
地域生活移行者数	32人	65人	65人	50人	38人

2 その後も地域生活移行を進め、10年後には入所定員60~100人の入所施設を目指す。

3 通所授産施設機能(60人程度)、通所更生施設機能(20~40人)を備えた地域の在宅障害者を積極的に支援するための施設とする。

4 当面60人規模の居住棟を1棟建設するとともに、並行して、既存の居住棟の改修などにより4人部屋を解消し、居住環境を改善する。

5 なお、将来像については、地域生活移行の状況等により、施設整備計画を含めて平成18年度に見直しを行う。



## 第1章 西駒郷基本構想策定の経緯

### 1 西駒郷の歴史

昭和43年の西駒郷の開所前は、県内の知的障害児者の入所施設は、知的障害児施設が6施設(定員388人)、知的障害者の施設が1施設(70人)、合計7施設(458人)のみという状況で、新たな施設整備の必要性が強く求められました。

当時全国的に知的障害者の福祉施設として、生活指導、職業訓練、授産等の機能と長期の居住施設を併せた大規模総合援護施設(コロニー)の整備が検討されており、長野県では全国に先駆けて知的障害児、知的障害者更生、知的障害者授産の3つの機能を持った定員500人の施設として西駒郷が計画されました。

昭和43年に知的障害児施設及び知的障害者更生施設として更生訓練部(200人。その後190人に変更)が開設され、翌年、知的障害者授産施設として生業部(250人)が、昭和46年に重度者の知的障害者更生施設として保護部(50人。その後60人に変更)が順次開設され、以降30年以上、西駒郷は全県域を対象とした入所施設として、県内全域から知的障害者の方々が入所されました。

### 2 西駒郷の役割見直し等の背景

近年、民間の社会福祉法人による施設整備が進み、現在、入所施設は知的障害児施設が3施設(120人)、知的障害者の施設が39施設(2,370人)に増加し、県内の10障害保健福祉圏域のそれぞれに施設が設置されました。

また、知的障害者福祉施策は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の方々が生まれ育ったそれぞれの地域で生活できることを目指して、従来の施設入所中心から、地域生活の支援へと施策の重点が転換し、各種の在宅福祉サービスの充実が進められています。

本年度から、利用者の自己決定を尊重した利用者本位の社会福祉制度として、従前の措置制度が利用制度(支援費制度)に移行され、知的障害者の更生援護事務の実施主体が市町村となりました。

こうした福祉構造の転換の中で、全国的にも大規模施設のあり方が見直

されつつあり、宮城県船形コロニー、国立コロニーのぞみの園等は大規模な縮小の方針を打ち出す等、利用者が施設を出て、地域で暮らすということが、全国的に大きな流れになっています。

以上のように、西駒郷を取り巻く社会的状況は開所当時と大きく変化し、改築に際しては、これを踏まえて今後の県立施設としての役割、機能、定員等について見直すことが必要となりました。

### 3 西駒郷改築検討委員会の提言について

西駒郷改築検討委員会は、平成13年7月に発足以来7回開催され、平成14年10月に知事に対して提言がなされました。

その概要については、次のとおりです。この提言を尊重して、基本構想の策定を進めております。

- ・ 全県域対象の長期入所型の大規模総合援護施設（コロニー）として改築すべきではない。
- ・ 今後、入所施設を設置して直接サービスを提供する役割は社会福祉法人に任せ、長野県はその支援、調整等の役割を担うべきである。  
ただし、現在までの経過及び現状を踏まえ、当分の間は、長野県が一定程度（上伊那圏域相当分）の入所施設の設定主体としての役割を果たすことが必要である。これについても、将来的には、社会福祉法人にその役割を任せるべきである。
- ・ 利用者の居住環境の早急な改善が必要である。
- ・ 利用者の地域生活の支援体制を全県的に整備し、地域生活への移行を促進することが必要である。
- ・ この地域生活移行は、利用者及び保護者の理解を得て進め、利用者の援護の責任を保護者に転嫁することなく、長野県が責任を負うべきである。

## 第2章 西駒郷利用者の地域生活移行

### 1 地域生活移行の進め方の基本

地域生活へ移行するに当たっては、利用者の援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく、長野県が関係機関と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ地域における総合的な支援体制を整備するとともに、地域への啓発活動を行うなど、積極的に進めていきます。

また、利用者の自己決定を尊重するとともに、画一的、強制的に進めることなく、多様な移行ルートを用意し、家族の希望に配慮して進めます。

なお、利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、再入所機能を設け、いつでも再入所できる体制をとります。

そして、この西駒郷利用者の地域生活移行を契機として、全県域に知的障害のある方が地域で安心して生活するための基盤整備を図っていきます。

## 1 本人の意思の尊重

地域生活への移行を進めるに当たっては、利用者本人の気持ちが最大限尊重されなければなりません。また、本人の意向を正確に聴き取るには、事前に地域での生活に関する分かりやすい情報が提供されている必要があります。具体的には、分かりやすいことばで伝える→ビデオ・写真などを用いて視覚的に伝える→街を見学することで街の雰囲気を感じる→地域での生活を体験することで具体的な生活をイメージする・・・という手段を用意して、一人ひとりに丁寧に聴いていくようにします。

西駒郷では、平成15年6月から7月にかけて、利用者本人と家族それぞれに対して、地域生活移行についての聴き取り調査（資料56頁参照）を実施しました。その結果を見ますと、利用者本人については、437人のうち約7割に当たる313人から回答を得ることができ、そのうち約8割に当たる242の方が施設の生活ではなくグループホーム等の地域生活を希望するというものでした。なお、124人の方は障害が重い等の理由で聴き取りが困難でした。

長年施設で過ごした方にとって、地域で生活すること自体が理解できない方も多いと思われますので、試行的に短期間でも自活訓練事業等を利用し、地域生活と施設での生活の差を体感することで、自己決定をすることも必要です。

また、聴き取りが困難な重度の利用者には、施設内に生活体験の場を設け、そこで短期間の体験をしていく中で、施設生活場面とは異なった生活体験を通して、本人の全体の状況から本人の生活志向を汲み取っていくことが必要です。

こうして、全ての利用者に様々な機会を工夫し用意することで、自己決定がなされるよう支援し、地域生活移行についての聴き取り調査を今後も実施していきます。

## 2 家族の理解

家族は、我が子・兄弟・姉妹が安心して暮らせることを常に願っています。地域生活移行を進めるに当たっては、そうした家族の希望に配慮しながら進めます。

地域生活移行についての聴き取り調査（平成15年7月1日現在）では、利用者437人の家族のうち、約37%に当たる160人の利用者の家族が、受け皿が整備された場合を含めて、グループホームでの生活を希望されています。必ずしも家族の希望と、本人の意思が一致していない場合もあります。

今後、さらに家族の理解、協力が得られるよう、西駒郷と障害者自律支援室が連携して、利用者の家族の皆様が住んでいる地域へ出向き、地域の中で暮らしていくための様々な情報を提供し、具体的に不安に感じていることなどを伺い、家族の希望に配慮しながら進めていきます。

家族から、多く寄せられている不安については、次のとおりです。

### 高齢になった時の対応

この問題は障害があるなしに関わらず、誰にでも当てはまる課題であり、高齢者（65歳以上）という枠組の中で考えていくことになります。

高齢になっても介護保険制度のホームヘルプサービスや、デイサービス\*<sup>6</sup>を利用して、可能な限り住み慣れた家で生活できるような支援が得られます。

もし在宅生活が継続できなくなった場合は、入所型の介護保険施設等を選択する方向等があります。

その際には、本人の意向を尊重するとともに、一人ひとりの障害の特性を理解した受け入れができるように、関係機関との密接な連携のもとで、支援を行っていただけるようにします。

### 「親亡き後」の問題

西駒郷の設立当時は、障害者施策が十分でなく、主に家族が障害者の介護や支援を担っていましたので、「親亡き後」を心配されるのは当然であったと思います。

この「親亡き後」の不安を解消するには、介護や支援を社会全体で支えることが必要であると考えます。以前と比べれば、在宅福祉サービスは充実し、介護が社会化しつつあります。

今後、長野県では障害者が地域社会の中で自律した生活が送れるように、ホームヘルプサービス事業等の在宅福祉サービスをさらに充実し、社会全体による支援体制を構築することで、障害者とその家族を支えていくことを基本とします。

#### **施設入所に比べて大幅に金銭的な負担が増えるのでは**

措置制度から支援費制度に移行する中で、入所施設の利用者負担金の「必要経費」が見直され、これまであった控除がなくなりました。施設入所に係る負担（障害年金1級受給者）は、激変緩和措置がされるものの、平成14年度までは月額34,100円であったものが、平成15年度は月額43,800円に、そして、平成16年度からは月額51,800円に負担が増加します。さらに、金銭管理サービス等、支援費支給外サービスの利用負担も増えています。

一方、グループホームを利用して地域で暮らしている方の例を見てみますと、家賃13,770円、食費30,000円、共益費7,990円、計月額51,760円程度の負担となっています。（家賃、共益費は15年10月実施のグループホーム実態調査による平均）

また、地域生活を送る上で、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービス利用が今後増えていくと考えられますが、所得が少ない方は負担がほとんどないのが現状です。このように施設生活と地域生活での負担は、あまり変わらなくなってきました。

#### **重度の障害者は地域生活移行できないのでは**

重度の方が地域で安心して生活できるような取組をしていきます。

まず、生活の場の確保として、本年度から、24時間医療的なケアの必要な重症心身障害者のグループホームを制度化しました。今後、医療的なケアは必要ないが、手厚い支援体制が必要な方など、障害の重い方でも地域での生活が可能になるよう取り組みます。



また、障害が重く福祉的就労が難しい方のために、通所更生施設やデイサービスの事業所の拡充を図ることで、休息や安らぎのある日中活動の場を確保し、ゆったりとした生活ができるようにします。

さらに、自活訓練事業についても、重度の方も利用できるような取組を行い、地域生活移行がスムーズに行われるようにします。

**現在、受け皿が整備されていない中で地域生活移行を進めるのは無理があるのでは**

個々の利用者の意向を尊重し、グループホーム等の生活の場、通所授産施設等の日中活動の場、コーディネーター<sup>\*7</sup>やヘルパー等の相談支援体制などが整った上で、地域での生活へ移行していきます。

ただし、地域生活移行を希望している250人の全ての受け皿を用意してから、一斉に地域生活へ移行するのではなく、個々の利用者の状況にあわせて受け皿を整備し、受け皿が整った方から順次、地域への生活に移行していきます。

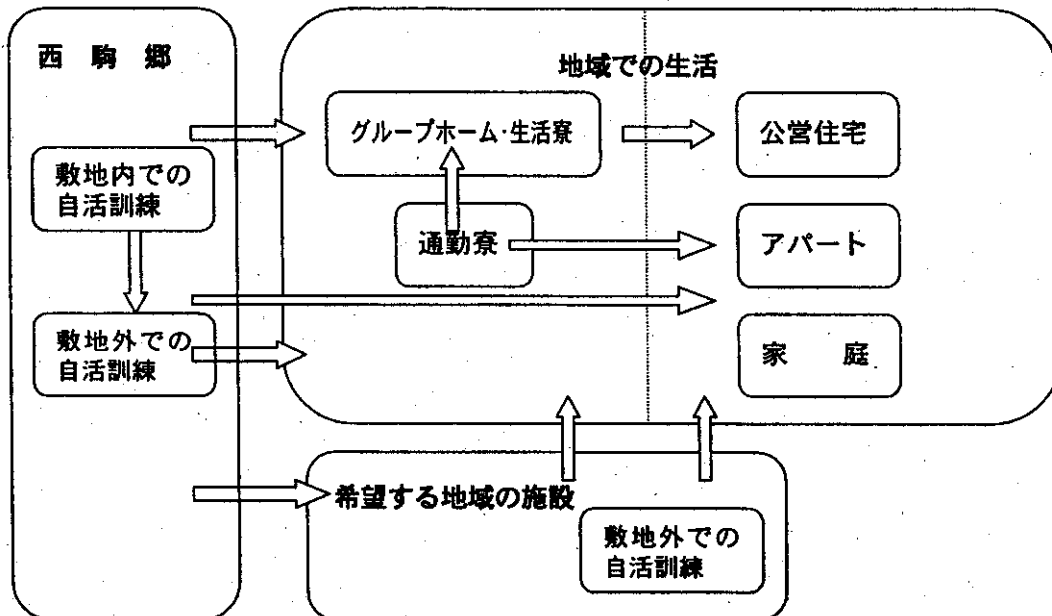
また、多くの受け皿を用意していくには、既存の制度を活用するだけでは十分ではありませんので、日中活動の場を拡大するための事業等、新たな補助制度などにより、積極的に地域の基盤整備を図っていきます。

### 3 多様な移行ルートを用意

施設からグループホームへの直接の移行に限らず、自活訓練（敷地外も含む。）や通勤寮等の多様な移行ルートを用意して、利用者一人ひとりの希望に応じた移行プログラムを作成し、それに基づいた支援を行います。

なお、利用者が民間施設の自活訓練施設等を利用して、地域生活に移行したいという希望があれば、地域の社会福祉法人等の協力も得て進めます。

移行ルートの例



#### 自活訓練について

西駒郷の敷地内では職員宿舎の空き室等を利用し、現在19人が自活訓練を行っています。また、西駒郷を離れ、地域の中で自立して生活をする訓練を行うため、駒ヶ根市内のアパート等で、6人が敷地外での自活訓練を行っています。

訓練施設には世話人を配置し、西駒郷職員と協力しながら、利用者の支援、相談を行っています。世話人等の支援を受けながら、自立生活のために炊事、掃除、買い物等を行い、徐々に自立の度合いを深めて、半年から1年程度で自立した生活が営める能力の向上を図っていきます。

#### 4 地域生活移行者のための再入所機能

西駒郷の利用者は、入所が長期間に渡っている方が多く、これらの方々が、地域生活への移行やその後の新たな環境に十分適応できるかなどについて不安を抱いている場合もあると考えます。このため、利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、西駒郷へ再入所できる再入所機能を設け、地域生活移行に多くの方がチャレンジできるようにします。

具体的には、再入所の場合には、制度上定員の10パーセントまでは定員を超えて入所が認められていますが、西駒郷に再入所枠を設け、いつでも再入所できる体制をとります。

##### 再入所機能のイメージ

